

保護者のみなさんへ

大阪府育英会予約奨学生の募集について

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に対し、進学前に奨学金貸付を予約する制度です。進学後に学校へ「進学届」等が提出されて貸付が決定されます。

● 申込資格 (1)～(3)のすべてに該当する者

(1)平成24年4月に学校教育法による次の学校へ進学する者。

ア)高等学校(中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部)

イ)高等専門学校

ウ)専修学校(高等課程) 修業年限1年以上の学科

(2)保護者(税法上の扶養者)が大阪府内に住所を有すること。

*保護者とは父母又は祖父母若しくは進学を希望する者の生計を支えかつ学資を負担する者

(3)父母等保護者の平成23年度市町村民税所得割額を合算した金額が次のとおりであること。

国公立へ進学する場合 224,100円未満(標準4人世帯の年収のめやすは800万円程度)

私立へ進学する場合 320,100円未満(標準4人世帯の年収のめやすは1000万円程度)

● 貸付金額(年額)

(1)市町村民税所得割額を合算した金額が224,100円未満の方

○国公立・私立とも

「授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額

国公立の高等学校へ進学する場合及び私立の高等学校・専修学校(高等課程)へ進学する方で授業料負担が実質無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

(2)市町村民税所得割額を合算した金額が224,100円以上320,100円未満の方

○私立のみ

24万円の範囲内で希望する額(授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額を上限とする。)

(※)各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

● 貸付期間 学校の最短修業期間

● 申込手続及び問合せ先 在学(出身)中学校

(1)在学(出身)中学校で予約奨学生申込みのしおりの交付を受けてください。

(2)申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。

10A11B(L)

● 返還 貸付終了後6カ月を経ってから、定められた返還金額を預貯金口座からの振替。

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。
返還金は後輩のための奨学資金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

～今後も奨学金制度を継続するために～
「滞納ゼロ作戦」展開中

(財)大阪府育英会 採用貸付課
電話 06(6357)6272(ダイヤル)
業務時間 平日 9:00～17:30